

平成25年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

平成26年1月22日

平成26年1月22日(水)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第7 議案第7号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について
- 日程第8 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について
- 日程第12 報告第5号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について
- 日程第13 報告第6号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について
- 日程第14 報告第7号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について

1. 出席委員は41名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一

20番	佐藤義男	21番	林弘
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹
31番	高木哲吉	32番	栗林利男
33番	菅谷晁	34番	伊藤寛
35番	椿康弘	36番	本宮敏雄
37番	宮負厚美	38番	菱木重雄
39番	小倉新一	40番	多田晃一
41番	大須賀常政	42番	三橋和男
43番	小林一男		

1. 欠席委員2名、その氏名は下記のとおり

13番	高城博	22番	宮田毅
-----	-----	-----	-----

1. 事務局職員出席者

事務局長	鵜澤清明	管理班長	篠塚和広
農地班長	高橋重正	副主幹	越川泰克
主査	伊藤健	主任主事	小川敦弘

開会 午前 9時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、41名です。

欠席委員は、13番 高城 博委員、22番 宮田 毅委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、17番 向後和夫委員、21番 林 弘委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第14 報告第7号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人が親より使用貸借権の設定を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号4番、譲受人が母親より持分贈与を受けるためによる所有権移転であります。

整理番号5番、譲受人が耕作便宜を図るためによる所有権移転であります。

整理番号6番、譲受人が親より使用貸借権設定の再設定を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人が耕作便宜を図るためによる所有権移転であります。

整理番号8番、譲受人が耕作便宜を図るためによる所有権移転であります。

整理番号9番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

以上でございます。よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 それでは、議案第1号につきまして、第1班の事前審査会の報告を行います。

去る、1月16日、午後1時30分より市役所3階302号会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

それでは、報告を行います。

提出されました農地法第3条の案件は9件でございます。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

審査結果について、議案第1号については、許可相当の要件を満たしているものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給するため、農業後継者の譲受人に経営移譲して農地に使用貸借権を設定するものでありますので、今後も良好な農地の維持管理

が可能なことから、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番、3番の2件について、13番 高城委員であります。本日欠席のため、事務局より意見書の朗読をお願いいたします。

事務局 それでは、整理番号2番及び3番については、関連がありますので一括して説明をいたします。

この申請は、譲受人が養豚及び肉用和牛を飼育しておりまして、飼料を増産するために飼料畑として利用するために譲り受けるものでございます。

なお、譲受人は現在、豚を200頭、和牛を25頭飼育しております。今後は安定的に飼料の生産が可能になることから、農地の良好な維持管理が確実でありまして、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 この申請は、高齢の母からの4分の1贈与であります。取得要件等満たしていることから、この申請は妥当であると判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番、6番の2件について、28番 高木 彌委員。

28番高木委員 それでは、整理番号5番、6番について、説明いたします。

5番、6番とも譲受人は同じです。

5番は、譲受人が自作地に隣接している耕作利便な申請地を譲り受けて規模拡大を図るものです。

整理番号6番については、譲渡人が現在、経営移譲年金を受給中のため、期間満了の使用貸借権の再設定を行うものであります。

5番、6番とも今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、双方とも許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番、8番の2件について、31番 高木哲吉委員。

31番高木委員 それでは、整理番号7番、8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いが農地交換することにより耕作利便となるものであり、今後も農地の

良好な維持管理が可能なことから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番について、37番 宮負委員。

37番宮負委員 この申請は、譲受人が自作地に隣接している、耕作利便の申請地を譲り受けて規模拡大を図るものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番から13番まで関連案件であります。

千葉県農地指令により土採取場として一時転用の許可済であります。

整理番号14番から25番までも関連案件であります。

千葉県農地指令により山砂採取用地として一時転用許可済であります。

以上でございます。よろしく、ご審議をお願いします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 それでは、議案第2号につきまして、事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件は25件でございます。

審査結果について、ご報告いたします。

この案件については、いずれも期間の延長であり、農地にも影響は見られないことから農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番ないし13番の13件について、6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 整理番号1番から13番は関連案件となりますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、山田区の〇〇〇〇から田んぼ沿いに東へ〇〇メートルほど入った所にあります。

これは、平成11年から継続している砂利採取事業で事業継続に伴う期間延長です。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長 次に、14番ないし25番の12件について、30番 高木委員。

30番高木委員 整理番号14番から25番は関連案件でありますので一括して、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇、〇〇のちょうど境にあたる場所です。〇〇〇〇から〇〇メートル位入った所です。

平成16年から継続している山砂採取事業で事業継続に伴う期間延長です。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

この案件は、貸葬儀場関連施設用地とのことであります。

申請地は、平成18年に農振解除の土地であり第3種農地と判断されます。

なお、事前審査会において、現地は確認済であります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班班長 栗田元一委員。

23番栗田委員 それでは、議案第3号につきまして。

提出されました農地法第4条の案件は1件でございます。

審査結果について、ご報告いたします。

この案件については、現地調査済みであり、実効性等問題はないとの意見でございました。

転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 場所ですけれども、〇〇〇〇、〇〇〇〇ですか、その前に〇〇〇〇がございますけれども、そこを〇〇〇〇、〇〇〇〇の方へ入って行った〇〇〇〇のすぐ前ですね、左側になります。

申請地は、平成18年11月14日付けで農振除外となった場所で、譲受人は申請地付近で葬儀場を営む事業者が法事等の専門施設が必要であるとのことで施設及び敷地を賃借する計画のものです。

用水は水道、汚水雑排水は下水道で処理するとのことです。隣接農地はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う使用貸借権設定で駐車場用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されたものに該当するものと判断されます。

整理番号2番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されたものに該当するものと判断されます。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で農作業場用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されたものに該当するものと判断されます。

整理番号7番から14番まで関連案件であります。転用を伴う所有権移転及び賃借権設定で太陽光発電用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号15番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号 16 番、転用を伴う所有権移転で宅地拡張用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 3 種農地と判断されます。

整理番号 17 番、転用を伴う使用貸借権設定で太陽光発電用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

以上でございます。よろしく、ご審議をお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 1 班班長 栗田元一委員。

2 3 番栗田委員 それでは、議案第 4 号について、ご説明を申し上げます。

提出されました農地法第 5 条の案件は 17 件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号 7 番から 14 及び 17 番について、現地調査を行いました。

それを含め、その他案件につきましても実効性等問題はないとの意見でありましたことから、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当各農業委員より、ご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号 1 番について、1 番 伊藤委員。

1 番伊藤委員 譲受人は、隣接地に住宅を建築する計画があり、隣接地だけでは狭いため申請地を駐車場用地として申請するものであります。

埋立等の造成工事は行わず、現況のまま使用し、雨水は自然浸透とのことであります。

隣接農地耕作者への説明もしてあり問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2 番について、3 番 内山委員。

3 番内山委員 譲受人は安定的な収入を得るため、太陽光発電を計画したとのことでございます。

場所は、国道 356 号線を〇〇方面から〇〇方面に向かいまして、〇〇地先という所に〇〇〇〇がございませけれども、〇〇〇〇がございませ。現在は、〇〇〇〇ということで〇〇〇〇がございませが、そこから〇〇に約〇〇メートル位に行つた場所に位置してございませ。

申請地は、用水・雑排水はなく、雨水は自然浸透にて処理するとのこととございませ。

隣接農地耕作者への説明もしてあり、また同意書もあり、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしてございませ、特に問題ないものと思われませ。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申上げませ。

議 長 次に、3 番について、4 番 今泉委員。

4 番今泉委員 譲受人の子供は現在アパートにて生活してございませが、子供の成長に伴い手狭となり、実家へ戻つてくる予定ですが、自宅が狭いため、新たに住宅を建築するとのこととございませ。

場所は、〇〇〇〇より南へ約〇〇キロ位行つた所とございませ。

埋立等の造成工事は行わず、用水は上水道、雑排水は下水道へ放流するとのこととございませ。

隣接耕作者への説明もしてあり、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしてございませ、特に問題ないものと思われませ。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたしませ。

議 長 次に、4 番について、13 番 高城委員であります、本日欠席のため、事務局より意見書の朗読をお願ひいたしませ。

事務局 意見書の朗読をさせていただきます。

整理番号 4 番について、現地調査等を行つた結果を説明申上げませ。

譲受人は現在アパートにて生活してございませが、子供の成長に伴い手狭となつたため住宅を建築するとのこととございませ。

埋立等の造成工事は行わず、用水は上水道、雑排水は合併浄化槽で処理後蒸発散槽にて処理するとのこととございませ。雨水は宅地内処理であります。

隣接農地耕作者への説明もしてあり、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしてございませ、特に問題ないものと思われませ。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたしませ。

議 長 次に、5 番について、27 番 飯森委員。

27番飯森委員 場所ですけれども、〇〇〇〇を南側に入って約〇〇メートル位の〇〇という集落と〇〇の集落の境に当たります。

譲受人は現在社宅で生活していますが、家族4人で生活するには手狭なため、実家の近隣へ住宅を建築する計画です。

山砂にて埋立を行い、汚水雑排水は、合併浄化槽で処理後、実家の排水施設へ接続することです。

隣接農地耕作者は譲渡人であり、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 次に、6番について、29番 大堀委員。

29番大堀委員 場所的には、〇〇〇〇より北へ〇〇メートル位行った所でございます。

譲受人は以前借用していた作業場が老朽化したため、自宅の隣接地へ新たに作業場を建築することです。

山砂にて埋立を行い、汚水雑排水なく、雨水は敷地内浸透とのことです。

隣接農地耕作者への説明もしてあり、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 次に、7番ないし14番の8件について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 整理番号7番から14番は関連案件となりますので一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

所在地は、東総有料道路の〇〇〇〇より〇〇方面に〇〇キロほど行き、また右折後〇〇メートル位の場所にあります。

譲受人は電気工事等を営む会社で、太陽光発電を行うことにより、地球温暖化対策、地域に貢献するために計画したものです。

埋立等の造成工事は行わず、汚水雑排水はなく、雨水は敷地内浸透とのことです。

隣接農地耕作者への説明もしてあり、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、15 番について、36 番 本宮委員。

3 6 番本宮委員 ○○の中心の信号機の近くの場所であります。

譲受人は現在アパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため住宅を建築するとのことでもあります。

埋立等の造成工事は行わず、用水は上水道、雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流し、雨水は宅地内処理とのことでもあります。

隣接農地耕作者への説明もしてございまして、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、16 番について、42 番 三橋委員。

4 2 番三橋委員 場所は、○○○○の東側、○○○○の外れでございます。

譲受人は現在、住宅地が震災により、その土留めが傾いてしまいましたが、工事をやるのに宅地が狭いため、敷地を拡張することになりました。

隣地は譲受人でございますので問題なく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、17 番について、43 番 小林委員。

4 3 番小林委員 現地は、佐原山田線を○○方面へ向かい○○○○地先、○○○○の信号を左折しまして○○キロ位先、○○という集落がございまして、下には○○○○が走っています。その坂の上を左折しまして、○○○○方面へ向かいまして右側でございます。

譲受人は安定的な収入を得るために、太陽光発電を行う計画です。

埋立等の造成工事は行わず、汚水雑排水はなく、雨水は敷地内浸透とのことでございます。

隣接農地耕作者への説明もしてあり、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めます。

平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成25年度第10次農用地利用集積計画、整理番号1番から71番までの設定であります。

内訳は、賃借権の設定、新規35件、189,207.18㎡、このうち田は143,382.18㎡、畑は45,825㎡であります。

賃借権の再設定、34件、127,615.56㎡、このうち田は127,067.56㎡、畑は548㎡であります。

所有権移転、2件、9,122㎡、これは全部田であります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

これは、平成22年2月15日付けで許可した案件であります、工事業者との契約不調のために取消をするものでございます。

よろしく、ご審議をお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、取消し相当と認めることに決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について。農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、下記農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について意見を附するものとする。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局管理班長 議案の概要説明を申し上げます。

申請書の様式につきましては、資料の60ページ、61ページに掲載のとおりであります。

これは、農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定によりまして、毎年行っている事務であります。

1月1日現在を基準日といたしまして、提出された申請書を審査し申請人の選挙権の有る無しにつきまして、農業委員会の意見を附して、市の選挙管理委員会に送付するものであります。

議 長 議案第7号は、ただいま管理班長から説明があったとおりであります。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書については、内容を審査し、本委員会の意見を附して、香取市選挙管理委員会へ送付することに決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第7号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書について、取下げがあったので報告する。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

取下げは、1件であります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、2件であります。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、11件であります。

報告第4号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第5号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第6号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、4件であります。

報告第7号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について。農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条の規定による同計画に係る軽微な変更について、香取市長より通知があったので報告する。平成26年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、1件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午前10時46分